

必読

暮らしの法律ナビ

No.73 法務局による相続登記申請の勧告

土地の登記名義人が死亡し相続登記等がされていないケースが数多く存在している事が、災害復興事業に関連して報道されています。相続登記が放置されているため、所有者が誰なのか確認できず、まちづくりの公共事業が進まない等、いわゆる所有者不明土地問題となっており、相続登記の未了は適切な管理がされていない不動産を増加させる要因の一つとされています。このような状況を解消するため法務局において各自治体のニーズを踏まえ、調査対象土地の登記情報と登記名義人の戸籍等を照合して、相

続が発生していないかどうか確認し、その結果を踏まえ法定相続人情報（相続人の一覧図）を作成します。また、判明した相続人に対し、相続登記を促す通知書と手続きに関する説明会の案内文が送付されます。

お悩みの方は当該法務局や近くの司法書士等にご相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

☎079-561-2050
土日相談可 tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>